

議案第 107 号

栗山町社会教育施設等に係る指定管理者の指定について

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本議会の議決を求める。

記

1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所在地
くりやまカルチャープラザ	栗山町中央 2 丁目 1 番地
栗山町南部公民館	栗山町字継立 1 7 6 番地 8
栗山町南部地区町民センター	栗山町字継立 1 7 6 番地 8
栗山町農村環境改善センター	栗山町角田 1 5 7 番地 1
栗山町農村環境改善センターテニスコート	栗山町角田 1 5 5 番地 1
栗山町開拓記念館	栗山町角田 6 0 番地 4
泉記念館	栗山町角田 6 1 番地 4

2 指定管理者となる団体

栗山町錦 3 丁目 3 4 番地 5

株式会社日東総業 代表取締役 山本 秀一

3 指定の期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで